

(農業協同組合中央金の特例)

第三十六条 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第六十一条)並びに第十一条(存続都道府県中央金の農業協同組合連合会への組織変更)に規定する存続都道府県中央金から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条(組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例)の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央金という文字を用いるものば、別表第一に掲げる法人とみなして、その法律の規定その他の政令や定める法令の規定を適用する。

別表第一 公共法人等の表(第四條、第十一条、第七十八条、附則第十一条、第六十条関係)

名 称	基 標	基 標	基 標
省 略	無 略		

別表第二 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)(第八十五条、第八十六条、第一百八十九条関係)

名 称	基 標	基 標	基 標
回 扣	回 扣	回 扣	回 扣

別表第二 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)(第八十五条、第八十六条、第一百八十九条関係)

名 称	基 標	基 標	基 標
表(一)～(七)省略	同 左	同 左	同 左

(注) 省略

(参考) 省略

(備考) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) 省略

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等(第八十六条の二(源泉控除対象配偶者に係る控除の適用)の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし、当該扶養親族等が第八十九条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する国外居住親族((4)において「国外居住親族」という。)である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(1)において同じ。)の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告さ

は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(1)において同じ。)

別表第一 公共法人等の表(第四條、第十一条、第六十条関係)

名 称	基 標	基 標	基 標
回 扣	回 扣	回 扣	回 扣

別表第二 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)(第八十五条、第八十六条、第一百八十九条関係)

名 称	基 標	基 標	基 標
回 扣	回 扣	回 扣	回 扣

別表第二 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)(第八十五条、第八十六条、第一百八十九条関係)

名 称	基 標	基 標	基 標
表(一)～(七)同左	同 左	同 左	同 左

(注) 同左

(1) 同左

(2) 同左

百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する国外居住親族((4)において「国外居住親族」という。)である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(1)において同じ。)の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告さ

の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)・(4) 省 路

(口) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等（第一百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし、当該扶養親族等が第一百九十五条第四項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示の場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等1人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第一百八十五条関係）

表（一）～（七） 省 路

(注) 省 路

(口)・(口) 省 路

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(1) 省 路

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等（第一百八十六条の二（源泉控除対象配偶者に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし、当該扶養親族等が第一百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（(4)において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(1)において同じ。）の数が7人以下である場合

れた扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)・(4) 同 左

(口) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合は、当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が第百九十五条第四項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に応じ、その申告された扶養親族等1人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第一百八十五条関係）

表（一）～（七） 同 左

(注) 同 左

(口)・(口) 同 左

(備考) 同 左

(1) 同 左

(2) 同 左

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が第一百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（(4)において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(1)において同じ。）の数が7人以下である場合

住親族」という。)である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(一)において同じ。)の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)・(4) 省 賴

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等(第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十五条第四項(従たる給与についての扶養控除等申告書)の記載がされた者である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。)の数に応じる書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。)の数に応じ、その申告された扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額)が、その求める税額である。

(2) 省 賴

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(第百八十六条関係)

表	省	略
(注)	省	略
(一)・(二)	省	略
(備考)	賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。	

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については
(四)に該当する場合を除き、

(3)・(4) 同 左

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等(当該扶養親族等が第百九十五条第四項(従たる給与についての扶養控除等申告書)の記載がされた者である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。)の数に応じ、その申告された扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額)が、その求める税額である。

(2) 同 左

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(第百八十六条関係)

表	同	左
(注)	同	左
(一)・(二)	同	左
(備考)	同	左

には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(1) 省 路

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等（第百八十六条の二（源泉控除対象配偶者に係る控除の適用））の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（〔二〕において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。〔二〕において同じ。）の数と〔1〕により求めた金額との該当する行を求める。

(3) 省 路

〔二〕～〔五〕 省 路

(1) 同 左

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（〔二〕において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。〔二〕において同じ。）の数と〔1〕により求めた金額との該当する行を求める。

(3) 同 左
〔二〕～〔五〕 同 左